

# 盛岡・八幡平広域観光推進協議会ホームページリニューアル業務仕様書

## 1 業務概要等

### (1) 業務名

盛岡・八幡平広域観光推進協議会ホームページリニューアル業務

### (2) 目的

岩手・秋田両県内の5市7町（岩手県：盛岡市、八幡平市、宮古市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、岩泉町、秋田県：鹿角市、小坂町）の自治体と観光関係団体で構成された「盛岡・八幡平広域観光推進協議会」のホームページ

(<http://www.morioka-hachimantai.jp>) について、リニューアルを行い情報発信の強化を行うもの。

リニューアルに当たっては、ウェブアクセシビリティの配慮やセキュリティ対策の強化、スマートフォンやタブレット等の普及など時代に即したホームページの作成を目指す。

## 2 委託業務内容

### (1) 素材の収集

当事業に関する素材（写真・文章等）の収集については、発注者と協議の上、受託者側の責任において実施する事。

### (2) ページ及びコンテンツの制作（PC版・モバイル版）

今回の制作にあたっては、以下の項目を最低限盛り込むこととし、PC版とモバイル版を作成すること。（現行ホームページは宿泊データベース400件、観光データベース250件程度であるが、リニューアルするホームページは、提案内容を踏まえ、発注者と受注者の協議において決定する。）

#### ア トップページ

盛岡・八幡平広域の魅力効果を効果的に発信するデザインとし、アクセシビリティ・ユーザビリティに配慮した構成とする。

#### イ 市町村別、ジャンル別観光データベース

エリア内の観光資源を市町村別・ジャンル別（自然、食、温泉、歴史・文化、宿泊施設等）の観光データベースを構築する。観光データベースは、協議会事務局において情報の登録・更新・削除等の管理が容易にできる機能を構築する事。

#### ウ 観光データベースの検索機能

イにおける観光データベースを効果的に活用できる検索機能を有すること。

#### エ モデルコース

広域を結ぶモデルルートを作成。ルートは、事務局と協議の上決定する。

#### オ 市町紹介コーナー

12市町を紹介するコーナー。各市町のガイドブックや動画を閲覧できるようにすること。また、最新の情報を市町担当者が更新できる仕組みを盛り込むこと。

#### カ 盛岡・八幡平広域観光圏とは

盛岡・八幡平広域観光圏についての概要紹介

#### キ エリア内観光リンク集

エリア内の観光産業の総合リンク集

#### ク 交通アクセス情報

エリア内へのアクセス情報を掲載する

### (3) レンタルサーバーの提供・設定

受託者側でレンタルサーバーを準備し、レンタル経費も当該業務委託に含めることとする。また、必要なソフトウェア等のインストール作業・設定作業を受託者が行うこと。

(4) ドメインの取得

現行のドメインを使用すること。若しくは盛岡・八幡平広域観光推進協議会独自のドメインを新たに取得すること。

(5) セキュリティ

SSL証明書を取得し、全てのページで暗号化通信に対応すること。

(6) 運用支援及びサポート

ア 受託者は契約後、ホームページの立ち上げまで十分な打ち合わせを行って当事業の円滑な推進につとめること

イ 職員に対して十分なシステム操作研修を実施すること

ウ 操作における不明点の問い合わせに対する、サポート窓口を有すること

エ 障害が発生した場合、連絡後概ね1時間以内に対応を開始すること

オ ソフトウェアのバグ修正、最新機能の追加及びそのインストール作業は保守料に含むこと

カ システム構築に当たって、十分なセキュリティ対策を講じること。

キ サイトのアクセス数、ユニークユーザー数、滞在時間、参照元、ページビュー数等を測定できるようにすること。

(7) 多言語化対応

日本語・英語・繁体字・簡体字・ハングルでの閲覧ができるようにすること。

(8) 多様なデバイスへの対応

パソコン、スマートフォンやタブレット端末等異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。

(9) 自由提案

より事業効果を高めるため、以下の観点を提案の中に織り込むこと。

ア 「盛岡・八幡平広域観光情報」の入り口としての役割を果たすための情報発信サイトであること

イ 掲載内容の追加・更新・編集作業を容易に行えるシステムを構築する事で、常に旬で新鮮な情報を提供する体制を整えること

ウ 地図情報と連動した的確な観光案内情報を提供することにより、実際に本エリアへの周遊をしたくなるようなホームページであること。

エ 将来的な拡張性の確保及び柔軟性の高いホームページであること。

オ その他、業務目的に資すると思われる機能等があれば、積極的に提案すること。

### 3 履行期間

契約締結日～令和5年3月31日

新サイトは遅くとも令和5年3月末日までに公開すること。また、新サイト運用開始から令和5年3月31日までの運用・保守作業は、本業務内で行うこと。

### 4 納入場所

委託者が指定する場所

### 5 成果物

下記のとおりとし電子データ及び印刷物（各13部）を納品すること。なお、成果物の管理及び権利の帰属は、すべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

- (1) サイト設計書
- (2) サイトマップ
- (3) 管理者用運用マニュアル
- (4) 使用する画像データ
- (5) その他協議会が必要と認める書類

## 6 検査

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 委託者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に速やかに業務完了の確認又は成果品の検査（以下「検査等」という。）を行うものとする。
- (3) 受託者は、前項の検査等の結果不合格となり補正を命じられたときは、速やかに当該補正を行い、委託者の再検査等を受けなければならない。この場合、再検査等の実施については前項の規定を準用する。

## 7 代金の支払

- (1) 受託者は、7に規定する検査等又は再検査等に合格した旨の通知を受けたのちに、所定の手続きに従って契約代金の支払を請求するものとする。
- (2) 委託者は、前項の請求があったときはこれを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

## 8 その他

- (1) 受託者は、この業務の履行に当たり、法令上受託者に課せられた責務を負わなければならない。
- (2) 受託者は、業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- (3) 委託者及び受託者はこの契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。
- (4) この契約について定めのない事項及び委託者受託者間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度委託者受託者協議して定めるものとする。